

食品安全委員会（第747回会合）議事概要

日 時：令和元年6月25日（火） 14：00～14：52
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか 6名出席
傍聴者：報道 0名、行政機関 3名、一般 4名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 5品目

- | | |
|---------------|---------------|
| [1] イプフルフェノキン | [2] オキサゾスルフィル |
| [3] テブコナゾール | [4] ビキサフェン |
| [5] ベンズピリモキサン | |
- （厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明。
本件について、農薬専門調査会で審議することとなった。

・プリオン 1案件

めん羊及び山羊由来の肉骨粉等の肥料利用に関する規制の見直しについて
（農林水産省からの説明）

→農林水産省及び担当の山本委員から説明。
本件について、「現行の飼料規制等への効果については、農林水産省の審議会でも適当との見解が出ているということで、リスク管理措置が適切に運用されることを前提とすれば、今回の見直しが影響を及ぼすものではないと考えられる。」とのことから、本件は、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとの審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・器具・容器包装「食品衛生法第18条第3項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。
本件について、器具・容器包装専門調査会におけるものと同じ結論、「人の健康を損なうおそれのない量は、食事中濃度で0.5μg/kg以下となる範囲で設定できると考えられる。

なお、これに基づき、人の健康を損なうおそれのない量を設定し、食品非接触層に使用される物質についてリスク管理措置を実行する際は、

- ・食品非接触層に使用される物質に遺伝毒性の懸念がないように配慮すること

- ・人の健康を損なうおそれのない量を超えて溶出又は浸出して食品に混和するおそれがないことを判断する際は、検出下限値がおそれのない量に相当する溶媒中濃度以下となるような分析法を用いるよう配慮すること

の2点に留意する必要がある。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・プリオン「スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、「スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓については、輸入月齢制限とSRMの範囲について、現行の「輸入禁止」の措置とのリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（３）食品安全委員会食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査のプログラム評価結果（案）について

→事務局から説明。

本件について、研究・調査企画会議プログラム評価部会へ確認し、一部修正の上、決定することとなった。